

令和3年9月定例会

県土整備委員会説明資料

危機管理環境部

目 次

I 提 出 予 定 案 件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算 1

ア 総括表 1

イ 課別主要事項説明 2

(2) 繰越明許費 4

2 その他の議案等

(1) 条例案 5

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳									
				特 定 財 源							一 般 財 源		
				国支出金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 付 金	諸 収 入	繰 入 金		県 債	
危機管理政策課	10,293,217	0	10,293,217	5,776,000			1,059			300	2,500		4,513,358
とくしまゼロ 作 戦 課	858,003	6,400	864,403	183,885		1,669	498			540	218,287	(5,000)	(1,400) 250,524
消 防 保 安 課	309,826	0	309,826			20,103							289,723
グリーンス社 推 進 課	595,641	60,000	655,641	179,915		8,516	6,856			111,285	44,022	43,000	(60,000) 262,047
環 境 指 導 課	139,819	0	139,819	8,399		28,554				60,306			42,560
環 境 管 理 課	275,211	0	275,211	66,338		1,186				50,005	565		157,117
消 費 者 政 策 課	491,258	0	491,258	88,507		88	4,036			1,360		124,000	273,267
安 全 衛 生 課	1,488,261	0	1,488,261	1,082,066		119,954			1,250	5,910	3,000		276,081
計	14,451,236	66,400	14,517,636	7,385,110		180,070	12,449		1,250	229,706	268,374	5,000	(61,400) 6,064,677

注： () 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

とくしまゼロ作戦課

一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
財 政 管 理 費	389	0	389	
諸 費	650	0	650	
計 画 調 査 費	311,470	0	311,470	
防 災 総 務 費	486,530	6,400	492,930	① 防災対策指導費 (6,400) ア ^新 災害時自立分散型感染症対策推進事業 6,400
社会福祉総務費	58,964	0	58,964	
とくしまゼロ作戦課 合 計	858,003	6,400	864,403	

イ 課別主要事項説明

グリーン社会推進課

一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
計 画 調 査 費	11,700	0	11,700	
保健製薬環境センター費	34,344	0	34,344	
環 境 衛 生 指 導 費	546,783	60,000	606,783	① 自然公園等維持費 (60,000) ア ^新 「四国のみち」魅力向上事業 60,000
公 害 対 策 費	2,814	0	2,814	
グ リ ー ン 社 会 推 進 課 合 計	595,641	60,000	655,641	

(2) 繰越明許費

一般会計

(単位：千円)

課名	事業名	予算額	年度内 執行予定額	翌年度 繰越予定額	繰越理由
グリーン社会推進課	自然公園等維持費	83,516	23,516	60,000	計画に関する諸条件による。
合計		83,516	23,516	60,000	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例（とくしまゼロ作戦課）

(ア) 改正の理由

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

(イ) 改正の概要

災害対策基本法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととする。

(ウ) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

イ 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部を改正する条例（消費者政策課）

(ア) 改正の理由

徳島県青少年センターの整備に関する事業の実施に伴い、同センター内に設置している徳島県消費者情報センターの位置を変更する必要がある。

(イ) 改正の概要

徳島県消費者情報センターの位置を「徳島市寺島本町西1丁目」に変更する。

(ウ) 施行期日

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。